

**スタートアップ SDGs イノベーショントライアル事業（事業化支援事業）
令和5年度ベンチャーキャピタル等の認定（追加公募要領）**

本市は、スタートアップ・エコシステム推進拠点都市として、強みである「環境・ロボット」やDX分野を中心としたスタートアップの成長と集積を図っています。

「スタートアップ SDGs イノベーショントライアル事業（事業化支援事業）」（以下「本事業」）は、本市が認定したベンチャーキャピタル等（以下「認定 VC」）から出資を受けて、本市を拠点とした事業化の取組や事業展開を行うスタートアップ企業に対し、最大2千万円の補助金交付に加え、産学官金が連携して伴走支援を行う事業です。

この公募では、本事業へ新たに参画し、本市スタートアップ・エコシステムの形成にご協力していただけるベンチャーキャピタル等を追加で募集します。

1 本事業の概要

(1) 目的

拠点都市の実施主体である「北九州市 SDGs スタートアップエコシステムコンソーシアム」（以下「コンソーシアム」）では、本市から大きく成長するスタートアップの輩出（ユニコーン1社）と、市内で活躍するスタートアップの件数増加（100社）を、令和6年度までの目標として掲げています。

本事業では、優れた目利き能力を有するベンチャーキャピタル等に協調する形で資金支援を行うことで、スタートアップの成長を加速させることを目的としています。

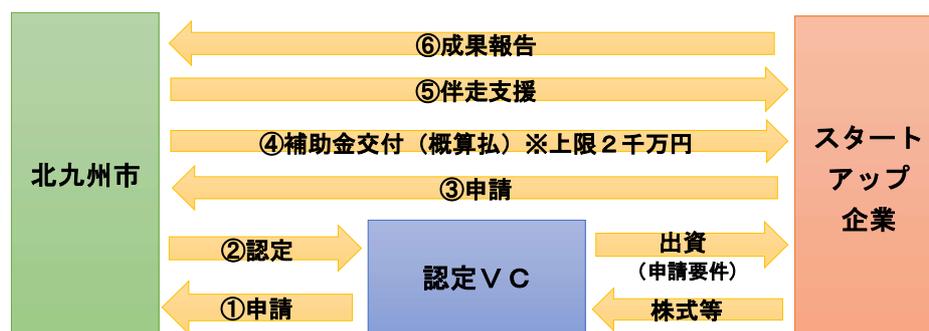
また、本事業を通じて、市外のスタートアップに北九州市を知ってもらい、本市を拠点に事業成長していただくことで、本市の更なる産業の活性化を図ることを目的としています。

(2) 概要 ※事業内容については「4 本事業の内容」を参照

認定 VC が出資したスタートアップ企業に対し、北九州市を拠点とした事業化の取組に係る費用の一部を補助します。

（上限額）①環境、ロボット、DX：2千万円 ②その他：1千万円 ※補助率 2/3

【スキーム】



2 認定 VC の公募要件等

(1) 認定 VC の公募要件

以下の要件を有しているか審査します。

要件	
①	業としてスタートアップへの投資機能を有し、スタートアップの事業化支援機能を有するベンチャーキャピタル等（※）であること。
②	日本国内において、スタートアップの事業化を支援する拠点を有し、ハンズオン支援できる常駐スタッフを配置していること。
③	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
④	投資手段としてファンドを活用する場合（投資事業有限責任組合の場合）、ゼネラル・パートナー（GP）であること。
⑤	本市のスタートアップエコシステムの形成に協力すること。

※VC、CVC、投資事業有限責任組合、アクセラレータのことをいい、エンジェル投資家などの個人投資家や事業会社の一部門が直接投資を行っている会社は除く。

(2) 認定 VC の協力事項

以下の事項についてご協力ください。

協力事項	
①	採択企業に対して、提出されるハンズオン計画に沿った支援を行い、その事業化を促進してください。
②	採択企業の補助事業期間中の資金繰り及び資本政策を健全に保ち、次のファイナンスにお繋ぎください。
③	本事業の公募のプレゼンテーション審査に出席し、ハンズオン計画をご説明ください。
④	ハンズオン支援の進捗を定期的に（又は本市の求めに応じ）本市へご報告ください。
⑤	採択企業から、ハンズオンによる支援及びその他の支援に係る指導料、手数料その他の料金を徴収しないでください。
⑥	本市の他の事業にご参画ください。（創業支援施設でのイベントへの参加、実証支援事業やアクセラレーションプログラムの採択企業の目利き等を想定）
⑦	地方への展開を考えているスタートアップ企業を本市へご紹介ください。また、その企業に対して、本市の支援制度等をご案内ください。

(3) 認定 VC の認定期間

認定日～令和7年3月31日

(4) 認定 VC の認定の取消

以下の場合、認定を取り消す場合があります。

- ① 上記（1）の要件に合致しなくなった場合。
- ② 上記（2）の協力事項の履行に向けたできる限りの行動が見られない場合。
- ③ 申請書類に虚偽の内容が含まれていたことが発覚した場合。
- ④ その他本市が認定について適切でないと判断した場合。

3 申請手続き等

(1) 公募期間

令和5年6月13日（火）～令和5年6月22日（木）17時必着

(2) 提出書類

申請書の様式は、北九州市のホームページよりダウンロードしてください。

(URL : https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/326_00036.html)

提出書類	
①	申請書（一式）
	表紙
	申請者の概要
	ハンズオン支援について
	投資方針について
②	ハンズオンメンバーの略歴
③	役員等名簿
④	暴力団排除に関する誓約書
⑤	利害関係の確認について
⑥	会社定款または組合契約書
⑦	申請者の紹介資料、ファンドの概要資料

(3) 提出方法

上記(2)の提出書類を「提出書類チェックシート」と一緒に、以下の提出先のEメールに添付して提出してください。なお、提出された書類の修正や返却はできません。

<提出先>

北九州市産業経済局スタートアップ推進課

Eメール : kitaq.startup@gmail.com

※Eメールの件名には「令和5年度認定VC公募申請の件」とご記入ください。

(4) 審査方法

北九州市が設置する審査会において提出書類により審査を行い、その結果を参考に北九州市が認定VCを決定します。必要に応じて、申請者に対しヒアリングを行う場合があります。

なお、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

【審査項目】

- ① これまでの投資及び支援の実績
- ② ハンズオン支援の内容
- ③ 投資方針
- ④ 本市への貢献

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和5年6月30日(金)までに、申請者に書面で通知します。また、認定となった場合は、北九州市のホームページにて公表します。

(6) 説明会

説明会は開催しません。

4 本事業の内容

(1) 補助金の交付要件

以下の①～⑦の全ての要件に該当すること。

要件	
①	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業に該当しないこと。
②	法人格を有すること。
③	市区町村税を滞納していないこと。
④	北九州市内に本社若しくは事業所(支店、営業所等)を有すること。又は、北九州市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。
⑤	令和3年4月1日以降、認定VCからの出資を受けていること。
⑥	前年度において、この補助金の交付を受けていないこと。
⑦	前年度以前において、この補助金の交付を受けたときに実施した補助事業と同一の事業ではないこと。
⑧	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(2) 補助対象事業

新たな産業の創出に向けた製品・サービスの事業化の取り組みを行い、本市コンソーシアムが目指すビジネスによるSDGs未来都市の実現に資する事業を、補助対象事業とする。

(3) 補助対象経費

補助事業を実施するうえで必要となる以下の経費を、補助対象経費とする。(旅費以外の経費にかかる消費税相当分は対象外とする。)

経費項目	内容
土木、建築工事費	機械装置等の製作・設置に必要な土木・建築工事、ならびに付帯する電気工事に要する経費
機械装置等製作・購入費	補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入・設置に要する経費
消耗品費	補助事業の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費
保守・改造修理費	プラント及び機械装置等の保守、改造、修理に必要な経費
労務費	補助事業に直接従事した人員の人件費(アルバイト、パートを含む) ※バックオフィス業務にかかる人件費は対象外

旅費	補助事業を実施するために必要とする人員の旅費、滞在費
外注費	補助事業実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費
研究開発費	補助事業の実施に必要な研究開発に要する経費（人件費、外注費、消耗品費等）
その他経費	上記経費の他、補助事業実施に直接必要な経費（知的財産権関連経費、会議費、通信料、借料、図書資料費、運送費、技術指導費、学会等参加費等）※支払家賃、交際費、食料費等は対象外

(4) 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内を前提条件とし、以下の3つの額のうち一番小さい額を交付額の上限とする。

金額		内容	
①	認定VCから出資を受けた額	令和3年4月1日から申請までの間に出資を受けた額	
②	補助対象経費の3分の2以内の額	千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額	
③	補助上限額 (2千万円又は1千万円)	環境、ロボット、DXの分野	2千万円
		上記以外の分野	1千万円

(5) 補助事業の期間

補助金の交付決定日～令和6年3月31日

(6) スケジュール（予定）

項目	時期	内容
申請期限	7月14日（金）	北九州市のホームページにて6月16日（金）より公募要領等を掲載予定
審査	7月21日（金）	プレゼン審査を実施
採択企業決定	8月上旬	交付決定通知書または不交付決定通知書を送付
補助金交付 (概算払)	10月	交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額を交付
伴走支援	8月上旬～2月末	月1回程度の定例打合せ（事業進捗の確認や経理事務モニタリング）のほか、各企業のニーズに応じた伴走支援を実施
成果報告会	3月	補助事業の成果を披露（本市主催）
補助金精算	4月	補助金の額を確定し、確定額が概算払いした額よりも小さい場合はその超えた分の額を返還

(7) 交付条件

補助金の交付決定を受けた場合であっても、以下の条件を満たさない場合は、交付決定を取り消す場合があります。(既に補助金が交付されている場合は、補助金を返還していただきます。)

交付条件	
①	補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。
②	補助対象経費における各経費項目の金額を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市長の承認を必要としない。 <ul style="list-style-type: none">各経費項目において、20%以内の額を増減する場合一つの経費項目において20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が補助対象経費全体の5%を超える増減とならない場合
③	補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
④	補助事業が予定の期間内に完了しない場合や遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
⑤	補助事業の経理については、補助事業以外の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
⑥	申請の時点で北九州市内に本社若しくは事業所を設置していなかった場合は、交付決定通知書に記載してある日の翌日から起算して30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出しなければならない。
⑦	補助事業が完了した日の属する年度の翌年度以降3年間は、引き続き北九州市内に本社若しくは事業所を置いて事業を行うとともに、その状況について、毎年報告書を提出しなければならない。また、この期間中、北九州市内における雇用の創出に努めなければならない。
⑧	将来、この補助事業の成果に基づいて収益が生じた場合は、北九州市への寄附や北九州市の産業振興への貢献に努めなければならない。
⑨	⑦及び⑧の事項については、この通知に記載してある日の翌日から起算して30日以内に覚書を結ぶこととする。

5 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記までEメール（急ぎの場合は電話）にてお願いします。

<問い合わせ先>

北九州市産業経済局スタートアップ推進課

担当：井上、小濱（おばま）

電話：093-551-3605

Eメール：san-startup@city.kitakyushu.lg.jp